

日本専門医機構認定精神科専門医制度規則 精神科専門医制度運営に関する施行細則

第1章 本施行細則の趣旨

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本精神神経学会日本専門医機構認定精神科専門医制度規則（以下、規則）に基づき、専門医制度運営についての細則を定める。

第2章 事務局と委員会

(専門医制度委員会委員、事務局)

第2条 専門医制度委員会は、以下の2項から8項に規定する委員会の総称であり、以下の各委員会委員で構成し、事務局は公益社団法人日本精神神経学会事務局内に置く。

- 2 常任委員会は、専門医制度委員会の統括機関であり、本委員会の下に、以下の3項から8項に規定する委員会が設置される。本委員会は、専門医制度委員会業務の調整および統括、庶務、財務、広報、異議申し立てへの対応、専門医制度委員会と理事会との連絡ならびに専門医制度委員会業務に関する緊急事項の処理、その他必要な業務をおこなう。
- 3 専門医研修委員会は、精神科専門医（以下、専門医）の認定試験受験資格審査、専門医研修の目標、内容を定め、検討し、専門医研修に必要な業務をおこなう。
- 4 研修施設群審査委員会は、研修施設群の認定、更新に関する審査および専門研修プログラムの審査、その他研修施設群に関する必要な業務をおこなう。
- 5 指導医資格認定委員会は、精神科専門医制度指導医（以下、専門研修指導医）の要件審査および更新の審査、その他専門研修指導医に関する必要な業務をおこなう。
- 6 専門医試験委員会は、専門医認定試験（以下、試験）の実務、運営を担当し、試験に関する必要な業務をおこなう。
- 7 生涯教育委員会は、専門医の更新に関する審査および更新に必要な講習会等の企画、運営、履修項目およびその単位に関する審査、委員会以外のものがおこなう更新に関わる事業の審査、他団体が行う研修会・学術集会の登録、その他更新に必要な事業をおこなう小委員会を設置する。
- 8 専門医制度整備委員会は、専門医制度を検討し、必要に応じて修正・改善することについて各委員会と調整する業務をおこなう。

第3章 専門医資格の喪失

(認定証の返還)

第3条 専門医の資格を取り消されたものは、日本専門医機構に専門医認定証を返還しなければならない。

第4章 補 則

(施行細則の変更)

第4条 専門医制度運営に関する施行細則の変更は常任委員会の議決および理事会の承認を経なければならぬ。

附 則

第1条 専門医制度運営に関する施行細則は平成27年9月23日から施行する。